

奈良県告示第二百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、倉橋溜池土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十一年十二月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	神谷 育男	桜井市大字上之庄四一二
〃	岡田 好正	〃 大泉二二〇
〃	沖谷 昌彦	〃 倉橋二五〇
〃	松永 耕三	橿原市東竹田町三一四
〃	奥田 惠啓	〃 中町二六九
〃	西浦 正嗣	磯城郡田原本町大字味間七八三
〃	西尾 元一	〃 多五〇四
〃	中村 隆一	〃 唐古八一
〃	生駒 庄司	〃 笠形六七一
〃	岩田 由己	〃 保津一二三
監事	西井 明雄	桜井市大字新屋敷一三五一二
〃	吉川 欣成	橿原市常盤町二九三
〃	松尾 忠信	〃 新口町四三六
〃	上田 幸弘	磯城郡田原本町大字西竹田一五七

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	西井 明雄	桜井市大字新屋敷一三五一二
〃	辻谷 惠一	〃 上之庄四五一
〃	沖谷 昌彦	〃 倉橋二五〇
〃	松永 耕三	橿原市東竹田町三一四
〃	奥田 惠啓	〃 中町二六九
〃	岩田 由己	磯城郡田原本町大字保津一二三
〃	大倉 康至	〃 多四九七
〃	西浦 正嗣	〃 味間七八三

中村 隆一  
生駒 庄司  
監事  
藤本 豊  
和田 三郎  
吉川 欣成  
上田 幸弘  
石田 弘

唐古八一  
笠形六七―一  
桜井市大字大西八四―一四  
檀原市西新堂町一六六―二  
常盤町二九三  
磯城郡田原本町大字西竹田一五七  
宮森三三九